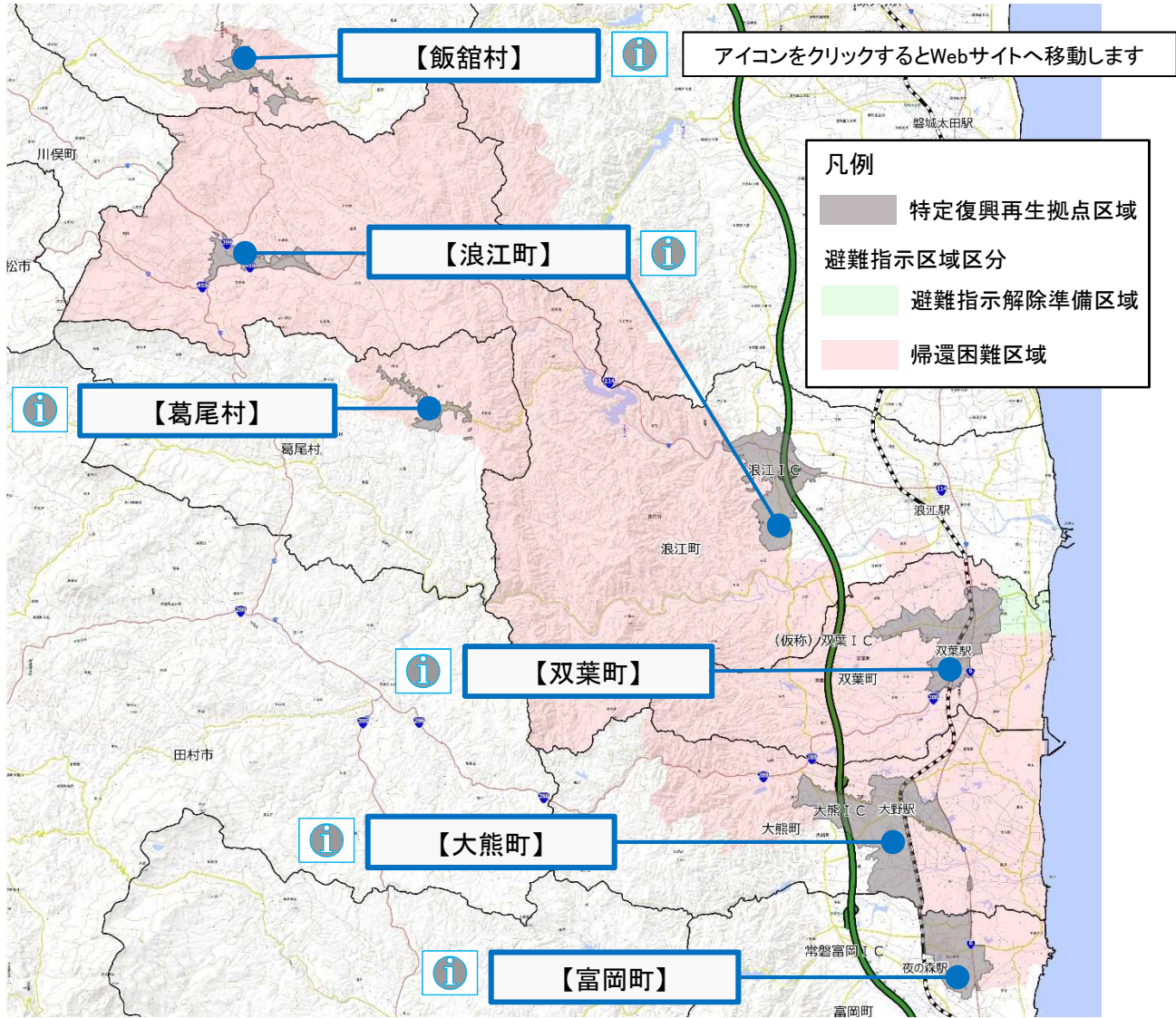


# 特定復興再生拠点区域整備の状況（2019年11月末時点）

- 福島復興再生特別措置法の改正(H29.5)により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となった。
- 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進（計画認定から5年を目途に避難指示解除を目指す）。
- これまでに、以下6町村の計画が認定され、全ての町村において解体・除染等工事を実施中。



町村名	工事発注状況*			
	解体	除染	着工	工事中の主な地区
双葉町(2017.9.15認定、約555ha)	904件	約260ha	2017.12.25	双葉駅周辺、復興シンボル軸、その他全域
大熊町(2017.11.10認定、約860ha)	845件	約450ha	2018.3.9	大野駅周辺、下野上地区
浪江町(2017.12.22認定、約661ha)	160件	約290ha	2018.5.30	室原、末森、津島地区
富岡町(2018.3.9認定、約390ha)	642件	約230ha	2018.7.6	夜の森駅周辺、その他全域
飯舘村(2018.4.20認定、約186ha)	70件	約59ha	2018.9.28	長泥地区
葛尾村(2018.5.11認定、約95ha)	33件	全域	2018.11.20	野行地区

※解体、除染数量については、先行実施分を含む

※解体については、特定復興再生拠点区域全域で実施中

※土壌等の除染等については、特定復興再生拠点計画、関係法令及び除染関係ガイドラインに従って、避難指示解除に必要な範囲を行う